

ビエラストジオ蒔田 利用規則

この利用規則は、ビエラ蒔田内にある地域交流スペース、1階屋外広場、3階屋外テラスの利用に関する必要事項について、施設オーナーであるJR西日本不動産開発株式会社から運営を委託された、株式会社シアターワークショップが定めるものである。

1. 利用料金

- ・ビエラストジオ蒔田（以下「当施設」という）のご利用に伴い発生する料金は、当施設利用料金（会場利用料金・時間外延長料金）及び付帯料金（備品利用料金・外部手配料金等）です。それぞれの金額については、当施設ホームページ（URL：https://venues.theatre-workshop.co.jp/vierra_studio_maita）に掲載する「会場利用料金表」「備品利用料」の通りです。
- ・会場利用料金及び時間外延長料金には、電気、水道及び空調の利用料金が含まれています。

2. 利用時間

○施設利用可能時間 9：00から21：00まで（下記利用時間区分）

○利用時間区分

- （全日）9：00から21：00まで
- （午前）9：00から12：00まで
- （午後）13：00から17：00まで
- （夜間）18：00から21：00まで
- ・利用時間には、準備、撤去等の一切の時間を含みます。
- ・8：00から9：00、または21：00から22：00の時間外延長利用の場合は、利用時間分（1時間単位）の時間外延長料金を頂戴いたします。ただし、時間外利用の場合は、事前に当施設の管理者（以下「施設管理者」という）の承認を得た場合に限りです。
- ・利用時間は、ご予約時に確定していただきます。

3. 休業日

- ・毎月第2火曜日（当該日が祝日にあたる場合は翌日）、年末年始（12月29日から1月5日まで）は休業となります。
- ・施設、設備の点検及び改修等により施設の利用が困難な場合、台風等の悪天候や自然災害が発生した場合、その他施設管理者が必要と判断した場合は施設を臨時休業する事があります。その際は可能な限り事前に告知します。

4. 利用申込みと手続き

- ・「ビエラストジオ蒔田利用規則」（以下「当規則」という）をご承諾の上、ビエラストジオ蒔田利用予約申込書（以下「利用予約申込書」という）に必要事項をご記入の上、来館（受付窓口10：00から17：00まで）またはメール、郵送にてご提出ください。
- ・施設管理者が内容を確認の上、利用承諾書を発行します。利用承諾書が発行された時点でご予約確定となります。
- ・当施設の定める下記条件のいずれかに当てはまる場合、会場利用料の減免を受けることが出来ます。
 - ① 利用者全員が18歳以下であること
 - ② 利用者全員が60歳以上であること
 - ③ 申込時に障がい者手帳を提示（1名以上）
 - ④ 月4回以上の利用があること（同名義・同時予約に限りです。またキャンセル等で月4日に満たない場合差額を請求いたします。）※営利目的利用の場合は減免対象にはなりません。地域交流施設の為、営利利用の場合営利料金が適用されます。
- ・利用料金の減免申請をする場合、利用予約申込書に当該減免に関する事項を記載し、ご提出ください。
- ・施設管理者が内容を確認の上、減免承認の可否を通知します。
- ・お申込みの受付はご利用開始6ヶ月前の月の1日より開始します。
- ・会場利用料金、備品利用料金は利用終了後、実績に応じた金額を請求いたしますので、当日当施設受付窓口にて現金でお支払いいただくか、利用終了後2週間以内に施設管理者が指定した銀行口座にお振込みください。お振込み予定日が銀行休業日である場合は、その前営業

日までにお支払いください。

- ・振込手数料につきましては、振込者の負担とさせていただきます。
- ・所定の期日までにお支払いが確認できない場合、内容により以降の施設利用予約を受けかねますので予めご了承ください。

5. 利用申込みの変更及び解約

利用予約申込書ご提出後、利用者側の都合で利用を取り消される場合（日時変更を含む）は、施設管理者が発行する所定の「キャンセル申請書」に必要事項をご記入の上、ご提出ください。また、下記のとおりキャンセル料金を頂戴いたします。

- ① 利用開始の14日前～1日前までのキャンセル： 利用申込日数分の会場利用料金（消費税等込）の50%相当額
- ② 利用日当日のキャンセル： 利用申込日数分の会場利用料金（消費税等込）の全額相当額

※なお、利用の取り消し時点で発生している実費については、キャンセル料金と別に頂戴いたします。

6. 利用の制限

以下の項目に該当する場合は、ご利用予約を取り消し、又は利用を中止させていただくこともありますのでご了承ください。その結果、利用者にいかなる損害が生じる場合があっても、当該損害が当施設の所有者または施設管理者の故意もしくは重過失により発生した場合を除き、当施設の所有者及び施設管理者は一切の責任を負いません。また、この場合予定される外部手配物等の付帯料金等については請求させていただきます。

- ① 利用予約申込書の記載事項（利用者、利用目的、利用内容等）が実際とは異なるとき。
- ② 当施設の利用権の全部または一部を第三者に譲渡または転貸したとき。
- ③ 当規則、その他施設管理者が定める規則等に違反したとき。またはこれらに基づく施設管理者の指示に従わなかったとき。
- ④ 関係官公庁より中止命令が出たとき。
- ⑤ 利用内容について、来館者、利用者及び当施設関係者の生命の安全の確保が約束されないと施設管理者が判断したとき。
- ⑥ 利用者による当施設での催事（以下「イベント」という）の内容が、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業及びこれに類すると施設管理者が判断したとき。
- ⑦ イベントの内容が、公営競技（競馬、競輪、競艇、オートレース）等に関するものであるとき。
- ⑧ イベントの内容が、葬儀、告別式その他これらに類する行事に関するものであるとき。
- ⑨ イベントの内容に、参加者の意に反する署名活動、執拗な勧誘、キャッチセールス等の行為が含まれると認められるとき。
- ⑩ イベントの開催により、当施設利用後の原状回復が困難であると施設管理者が判断したとき。
- ⑪ 政治、宗教活動等に関係するとき。
- ⑫ 公の秩序、善良の風俗を害したり、法律に違反するおそれがあるとき。その他、施設管理者が予約の取り消し又は利用の中止が必要と判断したとき。
- ⑬ ピエラ蒔田館内テナント・テナント関係者、または来館者・当施設周辺等に迷惑を及ぼす恐れがあると施設管理者が判断したとき。
- ⑭ 下記、「反社会的勢力の排除」に抵触していると施設管理者が判断したとき。
- ⑮ その他当施設の管理運営上支障のあるとき、または支障が予測されるとき。

■反社会的勢力の排除

- ① 利用者は、施設管理者に対し、自己（自己が法人の場合は、代表者、役員または実質的に経営を支配する者）が暴力団、暴力関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約していただきます。
- ② 利用者が、反社会的勢力に属すると判明した場合、施設管理者は催告をする事なく、ご利用の予約を取り消すことができるものとします。
- ③ 施設管理者が、②の規定により、ご利用の予約を取り消した場合において、施設管理者はこれによる損害を賠償する責を負いません。
- ④ 施設管理者が、②の規定により、ご利用の予約を取り消した場合において、利用者は、施設管理者ならびに当施設に生じた損害について賠償する責を負っていただきます。

7. 免責及び損害賠償

(不可抗力による利用停止)

天災、火災、その他不可抗力によって当施設の利用が困難になった場合、これによるイベントの中止に伴う損害については、当施設の所有者及び施設管理者は賠償の責任を負いません。

(緊急の事由による利用停止)

当施設は行政機関により帰宅困難者受入施設として指定されているため、状況に応じて当施設の一部または全部の利用を中止させていただく場合があります。この場合、これによるイベントの中止に伴う損害については、当施設の所有者及び施設管理者は賠償の責任を負いません。

(その他の事由による利用停止)

当施設またはピエラ蒔田全館の都合により、当施設の利用停止を求めることがあります。この場合、これによるイベントの中止に伴う損害については、当該損害の発生が当施設の所有者または施設管理者の故意もしくは重過失による場合を除き、当施設の所有者及び施設管理者は賠償の責任を負いません。

(その他の免責)

- ・事前の荷物の受取に伴う荷物の中身の紛失、破損事故については、当施設の所有者及び施設管理者は一切の責任を負いません。ただし、当該紛失、破損事故が当施設の所有者または施設管理者の故意もしくは重過失により発生した場合はこの限りではありません。
- ・展示品ならびに利用者及び第三者の所有物の盗難、毀損等による損害及び来場者等の人身事故については、当施設の所有者及び施設管理者は一切賠償の責任を負いません。ただし、当該損害、人身事故が当施設の所有者または施設管理者の故意もしくは重過失により発生した場合はこの限りではありません。
- ・当施設の機材、設備等の故障により利用者が当施設を利用できない場合、既にお支払いいただいた利用料金は返金いたしますが、これによるイベントの中止に伴う損害については、当該損害の発生が当施設の所有者または施設管理者の故意もしくは重過失による場合を除き、当施設の所有者及び施設管理者は賠償の責任を負いません。

(損害賠償)

- ・当施設内外の建造物、設備、備品を利用者の責めに帰する事由により汚損、毀損、または紛失した場合、利用者はこれを原状に回復し、または、施設管理者が算定して原状の回復に要する直接及び間接の費用の一切を賠償していただきます。なお、汚損、毀損、または紛失の事態が生じた場合は、速やかに施設管理者へご連絡ください。
- ・利用者の責めに帰する事由により他の利用申込者もしくはピエラ蒔田の館内テナントまたは来館者等に対して損害を与えた場合は、相手方が被った損害を賠償していただきます。なお、当該損害の発生が当施設の所有者または施設管理者の故意もしくは重過失による場合を除き、当施設の所有者及び施設管理者は一切の賠償の責任を負いません。
- ・上記のほか、利用者が当規則に違反した場合は、これによる損害を賠償していただきます。

8. 利用前の打合せ

- ・ご利用開始日の14日前までに、施設管理者と利用方法、スケジュール、プログラム、会場設営等、詳細の打合せを行ってください。
- ・ピエラ蒔田内でのサインージ等の告知物は、告知場所、告知サイズ等を指定させていただきます。それ以外の館内での告知は禁止いたします。
- ・イベントの内容によってはご利用をお断りする場合がありますので、事前打合せは施設管理者と綿密に行ってください。

9. 注意事項・その他

(管理責任)

- ・利用者は施設を利用するにあたり、利用開始前に受付に利用承諾書をご提示ください。
- ・イベント責任者を届出の上、イベント期間中、責任者は当施設に必ず常駐してください。
- ・諸道具類の搬出入は、壁面、床等に養生を行い、利用者の責任において実施してください。
- ・入場者の受付、人員整理、誘導、当施設の警備・整理、事故防止は利用者側で責任をもって行ってください。
- ・非常時の避難誘導體制を利用者の責任において整備してください。

(禁止事項)

- ・危険物の持込みは禁止いたします。
- ・裸火の使用は禁止いたします。
- ・盲導犬・介助犬・聴導犬以外の生体の持込みは禁止いたします。
- ・所定の場所以外での喫煙は禁止いたします。
- ・ピエラ蒔田建物全部、附属施設への原状回復困難な行為（テープ貼りや釘打を含む）は禁止いたします。
例）壁、柱、窓、扉等へポスター、看板、旗、懸垂幕などをテープや釘類で固定する行為。
- ・施工、搬出入の際、所定以外の場所への物品等の放置はご遠慮ください。
- ・施工品、商品、什器等の搬出入は、指定の経路をご使用ください。なお、近隣の迷惑となる周辺道路等への路上駐車や違法駐車等はお断りいたします。
- ・附属する備品設備を当施設外に持ち出さないでください。
- ・収容人員（ピエラストジオ：130人、ピエラキッチン：8人）を超えて入場させないでください。
- ・ピエラ蒔田内テナント・テナント関係者、または来館者・当施設会場周辺等から苦情が入った場合には、イベントの中断・中止を指示する場合がございます。

(原状回復)

- ・当施設の原状回復は利用者側にて行っていただき、搬出・清掃終了後は施設管理者立会いの下、当施設内点検を行います。
- ・当施設及びピエラ蒔田建物全体の汚破損がないよう、必要な箇所に養生を行い、利用者の責任において原状回復を行ってください。
- ・当施設内外に残置物が無いよう、原状回復を行ってください。万が一残置物があった場合は処分いたします。その際実費が生じた場合には、別途請求いたします。

(その他注意事項)

- ・当施設内での火気の使用は、原則禁止です。
- ・持込みパネルや幕類は、防災加工済みのものをご使用ください。
- ・持込み器具等は、利用者の管理のもとに、イベント終了後は速やかに撤去してください。
- ・ご利用後の備品設備等は、施設管理者の指示に従い点検確認後、所定の収納場所にお戻しください。
- ・ご利用後は、利用者側において清掃し、利用期間中に発生したゴミはお持ち帰りください。なお、特別に清掃の必要が生じた場合には別途清掃費を申し受けます。
- ・ピエラ蒔田は複合施設のため、他フロアからの音漏れがある場合がございます。また、他フロアへの音漏れを抑えるため、施設管理者立会いのもと音量チェックを行い、必要に応じて音量（特に重低音）を制限させていただく場合がございますので予めご了承ください。
- ・搬出入に際しては、エレベーターカゴ内及び必要箇所については必ず養生を行ってください。
- ・防災上の避難導線は必ず十分な幅員を確保するようにしてください。
- ・避難誘導灯、消火器、消火栓、避難口の扉などは施工物等で隠さないようにしてください。
- ・搬出入に際しては、必ず事前に施設管理者と協議、相談の上、施設管理者の立会いのもとで行ってください。
- ・イベント関係者は当施設のルール及びピエラ蒔田の館内ルールに従っていただきますので、予めご了承ください。
- ・イベント関係者の飲食・喫煙は、所定の場所をご利用ください。
- ・非常事態にそなえ、利用前にあらかじめ非常口、消火器の位置、避難経路について確認を行ってください。
- ・当施設の保安全管理、防災・防犯及び安全上の理由から、施設管理者が当施設内に立ち入ることがございますので予めご了承ください。
- ・イベント開催中にメディア等の取材を受ける場合には、事前に施設管理者の承認を受けてください。
- ・その他ご利用に関しては、施設管理者と協議、相談の上、その指示に従ってください。

10. キッチン利用について

- ・当施設の設備、厨房機器は利用者の責任の上、ご利用ください。
- ・事前に施設管理者までご利用内容をご相談、許可を取ってください。
- ・利用者は当施設が定める、衛生管理チェック表を確認し、遵守してください。
- ・当施設はIH調理器を導入しています。裸火・ガスコンロの使用は出来ません。
- ・排水溝が詰まるおそれのある物は流さないでください。
- ・多量の油を使用する場合は溶剤を使用し処分してください。
- ・加熱調理中は換気を行ってください。
- ・施設が保有する調理器具、食器類については備品リストをご参照ください。不足分はお持込みをお願いします。

- ・ご利用終了後の当施設内での忘れ物は廃棄処分(有料)となりますので、予めご了承ください。

(禁止事項)

- ・調理時に異臭や強い匂いを発する物、残臭の強い調理行為は禁止いたします。
- ・室内に汚れが飛散及び付着する行為は禁止いたします。
- ・施設側に届け出の無い調理行為は禁止いたします。
- ・ピエラキッチン以外での調理行為は禁止いたします。
- ・当施設で調理、製造された料理、飲食物を販売または金銭を得て提供する事は出来ません。
- ・当施設で調理、製造された料理、飲食物を当施設以外で飲食することは出来ません。

(その他注意事項)

- ・利用者は衛生管理に留意し、感染症及び感染症が疑われる関係者、参加者、嘔吐・発熱・下痢などの症状がある者を食品に関わらせないでください。
- ・地域の行事で食品を提供される計画がある場合は管轄保健所の生活衛生課に行事開催届を提出し、写しを施設管理者までご提出ください。
- ・当施設の原状回復は利用者側にて行っていただき、搬出・清掃終了後は施設管理者立会いの下、当施設内点検を行います。
- ・ご利用後は、利用者側において清掃し、利用期間中に発生したゴミはお持ち帰りください。なお、特別に清掃の必要が生じた場合には別途清掃費を申し受けます。

1 1. 定型約款に関する規定

1. 当規則は民法第548条の2第1項に定める定型約款に該当し、当施設の所有者及び施設管理者は以下の場合に、当施設の所有者及び施設管理者の裁量により当規則を変更することがあります。
 - (1) 当規則の変更が、利用者の一般の利益に適合するとき。
 - (2) 当規則の変更が契約をした目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性その他変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
2. 前項により、当施設の所有者及び施設管理者が当規則を変更する場合、当規則を変更する旨及び変更後の当規則の内容ならびにその効力発生日について、効力発生日の1ヶ月前までに当施設ホームページ（URL：https://venues.theatre-workshop.co.jp/vierra_studio_maita）に掲載、または利用者に電子メールで通知します。
3. 変更後の当規則の効力発生日以降に、利用者が当施設を利用したときは、当規則の変更同意したものとみなします。

(2022年10月1日)